

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和元年 12 月 27 日

富士市長 小長井 義正



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者 件数	筆数	備考
1	旧富士川 町域	中之郷	19.0 h a	24 件	39	整理番号 集 F 1 ~ F 45 内
2	須津山 地区	江尾・中里 比奈・富士岡	16.3 h a	57 件	170	整理番号 集 S1 ~ S97 内
3	大淵・内山 地区	大淵	17.1 h a	10 件	34	整理番号 集 0-01-1 ~0-12 内

2 公告・縦覧場所

- ・富士市ホームページ

(リンク先 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sp/sangyo/c0709/rn2ola0000026x6f.html>)

- ・富士市林政課（富士市役所庁舎 5 階）

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が富士市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。